

## 会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区自治推進委員会(第2回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成24年9月10日(月) 18時00分~20時00分
開催場所		議員協議会室(本庁舎4階)
会議次第		議事 1. 条例改正等に関する考え方 2. その他
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	江上涉(立教大学社会学部教授)・小原隆治(早稲田大学政治経済学術院教授)・浅野有司(東京商工会議所豊島支部不動産文科会副分科会長)・石川智枝子(豊島区青少年育成委員会連合会会長)・伊藤登(元気!ながさきの会副代表)・高木義男(公募)・田中幸一郎(豊島区町会連合会副会長)・寺田晃弘(豊島区民生委員・児童委員協議会会長)・長岐静枝(豊島区身体障害者福祉協会事務局次長)・中根里香(公募)・平井憲太郎(特定非営利活動法人としまユネスコ協会代表理事)・高橋佳代子(区議会議員)・磯一昭(区議会議員)・永野裕子(区議会議員)・垣内信行(区議会議員)・吉川彰宏(政策経営部長)  欠席:猪野美佐子(区民ひろば西池袋運営協議会会長)・加藤竹司(池袋西口駅前環境浄化推進委員会委員長)・水島正彦(副区長)・
	事務局	企画課長・広報課長・セーフコミュニティ推進室長・行政経営課長・総務課長・区民部長・区民活動推進課長・地域区民ひろば課長

## 審議経過

### ・議事

○事務局 本日は、お暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまのご出席委員は16名でいらっしゃいます。本日、猪野委員、加藤委員、水島委員から欠席の連絡を受けておりまして、お見えになる予定の委員さんは全員お越しいただきありがとうございます。

ただいまから第2回豊島区自治推進委員会を開催させていただきます。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

○小原会長 それでは、早速議事に入りたいと思いますが、まだ残暑厳しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

最初に、せんだってお送りしております前回の会議録についてですけれども、特段申し出はございましたでしょうか。誤字、誤植のたぐいはまだ修正できると思いますので、特にご異議なければ、確定ということで進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本日の議題は、これもせんだって委員の皆さんのお手元にはお届けしたところでございますけれども、主たる議事は、条例改正等に関する考え方についてということでございます。この件に関しまして、前回の委員会でかくかくしかじかの資料を用意してほしいということを経務局にお伝えをしました。それで、資料の2-1、それから2-2というのが用意されておりまして、既にお手元にあるかと思ひますけれども、2-2に関しては、できれば1枚紙にということをお願いしたのですけれども、なかなかそれは難しいということでありまして、私も事務局から事前説明を受けまして、無理やりすると余計にわかりにくいということであれば、多少枚数があっても構わないのでまとめてくださいということで、そういうことでお伝えしたところでございます。

それでは、事務局から、この資料の2-1、2-2に即した形で、まずご説明をお願いしたいと思ひます。

○事務局 それでは、ちょっと座って説明をさせていただきたいと存じます。

前回の本委員会におきまして豊島区長からの諮問がございました。セーフコミュニティの考え方、あるいは地域区民ひろばを位置づけることということで諮問がございました。本条例の中に、そうした考え方を盛り込む必要がどのようにあるのかと、今、豊島区の状況と、前回、自治の推進に関する基本条例が制定されてから、どのような形で変化をしたのかというような内容について、その個々の内容についてはご案内をいたしましたけれども、全体の流れについてご案内をするということが不足していたのかなというような反省もございまして、まず資料2-1について、改めてつくらせていただきました。前回のご説明と重複する部分もあるかもしれませんが、時系列に重きを置いたというような形で、改めて資料2-1をご覧いただければと存じます。

平成14年度の末ということでございましたけれども、2番目の枠でございますけれども、豊島区基本構想ができ上がりました。平成15年の3月ということでございました。「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」ということが将来像ということでございまして、四つの基本方針がございまして、「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを推進していく」という形で基本構想が定まったということでございます。この基本構想の、今、基本方針の四つをそこに記載させていただいてございますけれども、それぞれの基本方針ごとに、目指すべき方向性というのが記載してございまして、最初の「あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを推進していく」ということ目指すべき方向の中に、①といたしまして、「区民等の参画の推進」というものが挙げられてございまして、それを説明する文言といたしまして、計画づくりや施策、事業所等への参画と協働を進めるための仕組みを、(仮称)自治基本条例として位置づけますという形で、条例名は

仮称でございますけれども、当時、ほかの自治体で挙げられたような条例名を仮称として挙げまして、参加と協働の仕組みを自治基本条例に位置づけるということが、豊島区基本構想の中に位置づけられたということでございます。それを受けまして、平成15年10月に、自治基本条例の研究会というのが設置されました。区民の皆さんと、あるいは区の職員等からなるような研究会ということでもございました。平成16年7月には、この区民会議と区とのパートナーシップ協定を締結いたしまして、区民会議が正式に発足いたしました。17年になりますと、17年6月、自治基本条例の検討委員会の設置がございまして、18年3月に自治の推進に関する基本条例が豊島区議会で議決をされたということでもございました。

実は、この時系列ですけれども、一番左に年度が書いてございまして、自治の推進に関する基本条例に関して、あるいは、基本計画等の動向について、そしてセーフコミュニティの動向、地域区民ひろばの動向という形で表が記載をしております。平成15年10月に、豊島区自治の基本条例の研究会が設置された同じ時期に、一番右端をご覧くださいと存じますが、区民ひろばの動向のところ、15年10月に公共施設の再構築及び区有財産の活用案ということでもございます。これについては、当時、非常に切迫した財政状況もあったことから、公共施設の再構築をするのだということが主なテーマであったかと思いますが、その中で、区民ひろば構想というものも初めて提示されました。そういう意味では、「区民ひろば」という名称が豊島区の公式文書の中に出てきたのはこれが初めてだろうとご案内をいただいております。ただ、この段階で区民ひろば構想というのは、ちょっと青字の吹き出しが記載をしておりますが、地域区民ひろば構想は、年齢や使用目的によって利用に制限があった、ことぶきの家、児童館など、これはそれぞれの区が持っている所管ごとに縦割りで、さまざまな施設を地域ごとに経営をしていたということでもございました。そうした既存の施設を、小学校区を基礎単位として地域コミュニティの視点から見直し、地域の多様な活動の拠点として有効に活動できるように再構成することにより、もっと豊かな地域社会の形成を図ろうというものであって、乳幼児から高齢者までの世代を超えた交流の場として、広がりのある地域コミュニティの活性化を図っていくということを目的として立てられたものということでもございます。

区民ひろばにつきましては、ここで構想が発表をしまして、平成17年になりますと、4月に4地域でモデル実施がされ、7月から2地域が追加をしまして、6地域でモデルの実施がされたということでもございました。一番左側の自治の推進に関する基本条例をご覧くださいと、18年3月に、先ほどご案内をいたしましたように豊島区議会で議決をいただいているということでもございまして、この段階では、地域区民ひろばというのは、まだ6個の地域でモデル実施をされたにすぎなかったということでもございます。地域区民ひろば構想ということは、今、非常に志が高くこのように掲げてございましたけれども、どういう形で展開をされていくのかということについては、まだわからない状況であったのではないかと正直なところ考えてございます。ところが、18年4月、また右端のほうにいただきますけれども、八つの地域で区民ひろばが本格実施ということになります。7月には、さらにもう1地区で区民ひろばが実施をしまして、9地区で実施をされるということでもございました。19年になりますと6地域で実施をされまして、計15地区、18施設で実施をするということでもございます。平成20年になりますと、さらに3地区で実施をされまして、18地区、21施設で実施をされるということでもございました。

区民ひろばの運営については、その横に星型の丸が記載をしておりますけれども、町会の皆さん、青少年育成委員の皆さん、学校のPTAの皆さん、個人サークルでの区民ひろばの利用者の皆さん、あるいは民生・児童委員の皆さんという皆さんに地域区民ひろばの運営に関わっていただきまして、まさに地域のさまざまな方たちの合同の運営によって成り立ってきたということでもございます。21年になりますと、18地区22施設で実施をされてきたということでもございます。平成22年になりますと、1地域で、これをさらに自主運営のモデル実施をするということでもございまして、自主運営のモデル実施ができるということでも

ございました。そして、24年になりますと、さらに、2地域で自主運営のモデル実施が予定されているというような形で、区民ひろばは展開をしてきたということでございます。この自治の推進に関する基本条例の制定時では、モデル実施をして、どういう形で展開をしていくのかという形で見ていたという区民ひろばでございますが、着実に18地域、22施設で実施をするという形で、区の中で進展をしていったと、また、その運営に当たっては、地域のさまざまな方たちのご協力をいただいた上での運営であるということでございます。今回、この施設の中に、今、委員会には、区民ひろばに関係していただいている方にもご参画をいただいております。そういう意味では、多くをご説明するまでもないだろうと思っております。そうした方たちのご努力によりまして、こういう形で進展がされてきたという形でございます。

一方、右から2列目のところをご覧ください。セーフコミュニティの動向という形でございます。平成20年に、これまで23区の中では、23区の中で一番高いというのは当然日本一高いということでしたけれども、中野区が、日本一人口密度が高かったのですが、20年中に豊島区がこの中野区に追いつきまして、21年1月での人口密度は、中野区を抜いて日本一になったということでございます。そうした中で、豊島区は、その右上にオレンジの吹き出しが記載してございますけれども、日本一の高密都市になりまして、コンパクトな地域の中には、文化、商業、業務、居住、教育などさまざまな機能が集積をしていると、そういう意味では、そうしたさまざまな人たちが暮らし、活動することで区の活力を生み出している一方で、池袋駅の乗降客が260万人を超えるということございまして、日本有数の、何本指かに入るような有数の乗降客ということございまして、そうした池袋駅を中心に、都内有数の繁華街が広がっていることから、にぎわいだけではなく、にぎわいがある一方で、犯罪あるいは環境の浄化、交通事故など、さまざまな高密都市としての課題も持っているということでございます。あるいは、木密の地域が多いと、全体の4分の1ぐらいを占めるというようなことで、災害的にも脆弱な都市構造を持っているというような、高密都市ならではの安全な課題を持っていたということでございます。そうした地域としての、あるいは、まちとしての課題がある一方、1年間に2万人を超える方が転出入をして、区から出て、入ってくるということございまして、非常に人の出入りが多いと。単独世帯が6割を超えるような世帯構成であると、ひとり暮らしの高齢者の割合が高いと、あるいは出生率が低いというようなことが豊島区の特徴的であると言われていまして、地域のコミュニティの希薄さ、あるいは人と人との絆をどのように広げていくのかということが一方では大きな課題として認識をされてきたということでございます。

そうした中、安全・安心なまちをつくるということが一つの大きなテーマになってきたことから、平成21年にセーフコミュニティに関する研究を開始いたしまして、やはりこれは、今申し上げましたように豊島区の課題を、例えばその犯罪の多さ、交通事故の多さ、あるいは災害での脆弱性というような課題を地域の力で解決をすると、一方で、非常に希薄になってきた地域コミュニティを活性化する一つのツールにもなるのではないかとというようなことから、平成22年2月にセーフコミュニティの取組宣言をいたしました。このセーフコミュニティについては、せんだってのご案内をいたしましたけれども、ブルーの吹き出しに記載をしておりますが、セーフコミュニティ活動は、安全な生活環境を確保するとともに、地域の中に豊かなコミュニティや、部門を超えた横のつながりを広げることで、安全と健康の質を高めていくためのまちづくり活動であり、先ほど申し上げましたように、豊島区の基本的な課題に対応する政策モデルであると、また、セーフコミュニティ活動を展開していく上で、安全を起点としてコミュニティにおける人の絆やつながりを広げ、豊かな地域力に支えられた「安心」なまちづくりを推進できるのではないかとという形で、22年の2月以降、セーフコミュニティについての取り組みの推進を、まさに区を挙げて取り組みをしてきたということでございます。この内容については、せんだってのご案内をさしあげたとおりでございます。

平成24年の2月には、アジア認証センターによる現地視察をいただきまして、その結果、24年、今年

度5月8日には認証の決定授与の連絡を頂戴したということでございます。同日付で、セーフコミュニティ活動を今後も継続していくのだという取組宣言をしてございます。その宣言の内容は、認証を新たなスタートとして、長期的かつ持続的にセーフコミュニティ活動に取り組んでいくのだというような内容の宣言でございました。この後、11月28日にはセーフコミュニティの認証式、あるいはセーフコミュニティのアジア会議等が豊島区で開催をされるという形で進んでいるところでございます。

今、ご覧をいただきましたように、この自治の推進に関する基本条例が左上になりますけれども、17年度、18年3月に制定をされました。その後、区民ひろばの区全体に対する展開があり、なおかつ、当初、区民ひろば構想で示されましたように乳幼児から高齢者まで、世代を超えた交流の場として広がりのある地域コミュニティの、まさに活性化を図る拠点となっているというような実態が出てきたということでございます。一方で、22年以降、21年末からということになるかと思えますけれども、セーフコミュニティの活動に区を挙げて取り組むという中で、そのさらに拠点として地域区民ひろばが非常に大きな役割を果たすということでございます。セーフコミュニティの認証取得に当たっては、地域の皆さんのそうした活動があったからこそその成果であるというようなことを踏まえた上で、自治の推進に関する基本条例の制定時ではなかったような状況が出ているということでございまして、この度の豊島区長からの諮問で、セーフコミュニティの考え方、あるいは地域区民ひろばを位置づけるというような諮問になったものと理解をしているところでございます。

続けて、用意させていただいた資料について説明をさせていただきたいと存じます。資料番号2-2をお取り出しただけであればと存じます。せんだって、小原会長から、左側に現在の自治の推進に関する基本条例を置いて、右側にそれ以降、自治の推進に関する基本条例の制定以降、区を取り巻く状況、あるいは区が取り組んでいる施策等について、こういった取り組みをしているのだということが対比できるような資料をというご指示をいただきました。そのご指示どおりの資料ができたかどうか、ちょっと甚だ心もとないのですが、用意された資料の考え方についてご案内をさせていただきたいと存じます。

2-2の1ページ目でございます。左上に現在の自治の推進に関する基本条例の前文が記載されているということでございます。この前文については、この後、基本理念で出てまいります住民自治を起点とする協働のまちづくりについて、またもう一つ、自主的、自立的な区政運営の確立についてというような観点について、前文で述べられてございますけれども、右側の1の枠に記載をしているような、これは先ほどご案内をしたとおりでございます。1の枠に記載をしているところ、全てを読みませんけれども、2行目のところ、犯罪や事故も多くなっていると、密集住宅が多く、切迫を指摘されている首都直下地震では大きな被害想定が示されているなど、高密度都市ならではの課題を持っていると。また、一方で転出入の多さ、単独世帯、ひとり暮らし高齢者の割合の高さなど豊島区の特長であると同時に、これは地域のコミュニティづくりにおいて大きな課題であるというようなことが、現在、豊島区のまちのあり方、あるいはコミュニティの課題として区としては認識をされているのですけれども、こうした内容が、この前文の中では少なくとも触れられてはいないということでございます。

そして、右側の2と記載をしてございます、吹き出しの中に書いてございますけれども、先ほどご案内もいたしましたけれども、豊島区の後期基本計画策定時に、豊島区が目指す姿として、文化と品格を誇れる価値あるまちとともに、安全・安心を創造し続けるまちというのが加えられました。さまざまな都市像の集大成として、安全・安心創造都市が位置づけられたということでございます。

実は、本日、参考資料として、この豊島区基本計画を冊子としてつけさせていただいてございます。5ページをお開きいただきますと、今ご案内をいたしましたように福祉増進推進都市、生涯健康都市、教育都市、文化創造都市、環境都市、都市再生とさまざまに考えて取り組んでまいりました、豊島区が推し進めている

都市像の集大成として、安全・安心創造都市が掲げられているのだということでございます。ページをおめくりいただきますと、この安全・安心創造都市についての考え方、セーフコミュニティの考え方について記載をさせていただきます。

これは後ほどご覧いただければというふうに考えてございますけれども、資料2-2に戻っていただきまして、右側の2に記載してございますように、今ご覧いただいたような、その安全・安心を創造し続けるまちというのが豊島区の後期基本計画の中で豊島区が目指す姿として掲げられまして、さまざまな都市像の集大成として安全・安心創造都市が位置づけされたわけでございます。その後、昨年の、23年3月の東日本大震災が発生いたしまして、区民生活の安全・安心の確保について、さらに区民の皆さんの需要が増したのではないかとというような認識をしているところでございます。

このように、安全・安心は区民の皆さん全ての方の願いであるとともに、安全・安心を確保するということは、区民の方、事業者の方、あるいは区が、行政が、もちろん単独で、行政だけで進めるわけにはいきません。そうした皆さんの協働により初めて達成できるものでありまして、まさに、住民自治によって目指すまちの姿なのではないかというふうに考えているところでございますが、先ほどから申し上げましたように、この左側の自治の推進に関する基本条例の前文の中には、こうした安全・安心への取り組みというような観点、当時としては必要なものについて盛り込まれているということでございますが、住民自治によって目指すまちの姿として安全・安心を入れるというような形では取り上げられていないという形でございます。

次に、右側の一番下のところ、3として、安全・安心な地域社会実現の考え方という形でございます。現条例の左側、第3条には、基本理念といたしまして、住民自治を起点とする協働のまちづくり、第2号といたしまして、自主的・自立的な区政運営の確立という二つの項目が、それぞれの号立てをして記載されてございますけれども、現条例では、安全・安心なまちづくりについては触れられていないという状況がございます。先ほど申し上げましたように、安全・安心は協働のまちづくりの前提でもあり、さらに目的でもあるのではないかと考えてございまして、この基本理念の中に、そうした安全・安心なまちづくりという考え方を盛り込めたらどうだろうかと考えているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。現条例での基本原則、最高規範性、自治推進委員会の設置等の記載、あるいは区民に関する規定が記載してあるところでございます。

もう1ページをおめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。第3章という形で、コミュニティについての記載があるという形でございます。コミュニティ自体は、常に区民の方の主体性に委ねられるものであるということでございまして、区がこれを特にこうこう、コミュニティということについては、非常に面はゆいところがございます。区ができるとすれば、当然、そのコミュニティに対する側面からの支援なのではないかというふうに考えてございまして、活動場所や情報の提供、活動資金の援助、あるいは活動場所としてそうした地域区民ひろばを設置し、区民の自発的・主体的な活動を区が支えるというような考え方がどこかに盛り込めるのではないかと考えているところでございます。右側のところには、地域区民ひろば、4と記載をしてある吹き出しの中に、地域区民ひろば構想という形でご紹介をさせていただいております。世代を超えた交流の場を、小学校区を基礎的な単位として運営していくのだというような地域区民ひろば構想の考え方が4の中に記載してございます。

一方、5につきましては、これは先ほど時系列としてご案内いたしましたので多くは申し上げませんが、18年3月の自治の推進に関する基本条例制定時には、区民ひろば構想として示されているだけでしたけれども、18年4月以降に8地区で、現在は18地区22カ所で運営をされてございまして、年間利用者が72万3,000人、年間事業数は約1万2,000件にもなるような事業展開をされており、地域のコ

コミュニティにおける拠点として広く浸透している状況であるということでございます。また、この下の部分については、先ほども申し上げましたけれども、運営協議会が地域区民ひろばの運営を担ってございまして、その活動の主な中身としては、町会の皆さん、民生・児童委員さん、青少年育成委員さん、PTAさん、あるいは利用者などを中心に部門横断的に構成をされ、一つの区民ひろばについて、大体30人から40人の方が運営協議会にご参画をいただいているということでございます。

6といたしましては、区民ひろばを拠点としてセーフコミュニティが展開されました。事前評価等でセーフコミュニティの関係者の方がいらっしゃって、区民ひろばを視察されて非常に感銘をされていらっしゃいました。そうした中で、セーフコミュニティ活動を実施する中で、区全体のセーフコミュニティ活動と地域をつなぐ場として地域区民ひろばが位置づけられ、セーフコミュニティの活動を幅広い年齢層の区民の方に伝えるとともに、情報の提供、あるいはセーフコミュニティの学習の場としての機能、あるいは地域福祉に関する相談の機能と、さまざまな機能を地域区民ひろばが担っているというような状況を、この右側には記載させていただいているところでございます。

ページをおめくりいただきたいと存じます。右側には、7といたしまして、セーフコミュニティの考え方という形で記載してございます。先ほどもご案内をいたしましたけれども、セーフコミュニティ活動は、事故は決して偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防できるという考え方のもと、地域のコミュニティや人と人との絆を広げながら、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動であるというような考え方を記載しているという形でございます。

次の8のところについては、平成22年2月に、セーフコミュニティの取組宣言をいたしました。その際のセーフコミュニティ取組宣言を記載してございます。

9のところには、WHOの認証センターから、セーフコミュニティの認証ができるというようなことをご連絡いただきまして、5月8日にその披露をするとともに、今後も長期的・持続的にセーフコミュニティ活動を、区と区民の皆さんと力を合わせて取り組んでいくのだというような宣言を行いましたので、その宣言の内容を記載させていただいたところでございます。また、セーフコミュニティについては、このコミュニティを活性化させるということのほかにも、むしろ区民の皆さんとの協働を進めていく上での協働の柱として、部門を超えた連携・協働を進めながら、地域社会の安全環境の改善や区民の皆さんの自発的・体系的なまちづくりを推進していくための一つのツールになるのではないかとという考え方を記載しているところでございます。

ページをおめくりいただきたいと存じます。5ページになろうかと思えます。左側のところに現行の基本条例を記載してございます。実は、第44条に危機管理という項目が記載してございます。「区長等は、区民の生命、身体、若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、区民生活の安全性の確保に努めなければならない。」というような記載がしてございます。第1項でございます。第2項では、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、そのための連携・協働を進めなければいけないというような記載がしてございますが、この第44条の危機管理というのは、区民の皆さんの生命、身体に重大な被害が生ずるおそれのあるような場合の危機の発生について、あるいは大規模災害が発生した場合の危機管理体制に焦点を当てた記載ということございまして、右側に考え方を記載させていただいてございますけれども、この第44条は、今申し上げたような大規模な災害等を想定した危機管理を想定しているということございまして、大きな事故というよりは、その小さな事故から含めて、区民の皆さんの外傷、あるいはその健康の被害をできるだけ予防するというセーフコミュニティの考え方からすると、ちょっと第44条というのは異質な考え方なのではないかなという事務局の整理をしているところでございます。

非常に駆け足で恐縮でございますけれども、左側に現在の基本条例を挙げさせていただきまして、そこに今回加えたらどうかというように考えられる区の状況、あるいは区が取り組んでおりますセーフコミュニティ、あるいは区民ひろばの進捗状況についての記載をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○小原会長 ありがとうございます。

資料の2-1が、せんだっていただきました高野区長からの諮問に関わります、その諮問事項の背景とも言うべき事情に関して整理をしたということであります。中でも、自治の推進に関する基本条例制定以後の、制定前後からのと言ったらよろしいでしょうか、地域区民ひろばの動向ということ、それから、セーフコミュニティの認証に至るまでの動向が中心ということでございます。

それから、資料2-2は、もう少し具体的話になっておりまして、今、事務局からご説明をいただいたとおりでありますけれども、そうしたセーフコミュニティの動向、地域区民ひろばの動向といった条例制定以後の重要な動向を踏まえて言うと、左右の対応で言いますと前文のあたりですとか、それから、第1章総則の中の基本理念のあたりですとか、それから、第2から4章の中でも、第3章の第10条から第13条までにコミュニティ関連の規定がありますけれども、そういったあたりに何か盛り込むべきことがあるかもしれないという、こういう当たりをつけていただいたという形でございますね。

危機管理、第44条に関しては、これは平時というよりも特殊な場合の規定であるので、この危機管理のところには何か埋め込むというのではなくて、第2から第4章、中でも第3章ということになろうかと思えますけれども、盛り込めることがあるかもしれない、こんな整理をしていただいたということでございます。

残りの時間が1時間半ほど残されておりますので、行きつ戻りつを恐れずに、資料の2-1、それから2-2に関して、ご自由にご質問、ご意見などを出していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○A委員 すみません、冒頭、口火を切る感じで幾つかご質問をしたいのですが、いろいろあるのですけれども、まず、資料2-1に関してです。これを今拝見しておりまして、一番気になったのは、この資料2-1の中で使われているコミュニティという言葉です。セーフコミュニティではなくてコミュニティという言葉。例えば、平成21年度の欄に青の吹き出しで5行書かれています、その4行目から5行目にかけて、「安全を起点としてコミュニティにおける人の絆やつながりを広げ」と書いてあります。ここでのコミュニティという意味は、基本条例に照らして、どのような意味としてこのコミュニティという言葉をお使いかということをお聞かせください。

2点目です。2点目は、今日のお話を伺っていると、そのセーフコミュニティないしはセーフコミュニティ活動というものと、区民ひろばというものが何か1対1の関係になっているように聞こえるのですけれども、区民ひろばという活動は、もっと多様な広がりを持っているものだろうと思うのです。なので、必ずしもそのセーフコミュニティに関する活動だけでなくともよいはずだと、区民ひろばがどういうことをやっていくかということは、地域の方々が、それぞれ主体的にさまざま相談をなさって、組み立てていくものだろうと思うのです。今日のお話を伺っていると、そういう区民ひろばの多様な活動の広がりみたいなものを、何か制約してしまうのではないかというような印象を持ちました。その点に関してどのようにお考えかということが二つ目です。

それから、3点目は少し具体的なことになる、もし資料があればお答えいただければよいのですが、3点目、資料2-2の1番の2行目に「人の密度が高ければ、犯罪や事故も多くなります。」とあります。この前半、その「犯罪が多くなる」ということなのですが、これは事実ですか。犯罪発生率みたいなものですね、他の自治体と比べたときに、豊島区は人口密度が高いので犯罪発生率が高いと言えますか。その点をちよっ

と、もし資料があれば結構ですので、お知らせください。私自身は、人の密度が高いということは、実は、多分、犯罪の発生を抑制するという作用にもなるのだと思うのですね。人目があるということが犯罪を抑制する形で働くということもあるわけですよ。そういう可能性みたいなものも、やはりきちんと評価をさせていただきたいと感じましたので、この3点目の質問をさせていただきました。

それから4点目ですが、4点目は少し、この委員会の基本的な問題になるかもしれませんが、セーフコミュニティ及び地域区民ひろばというのは、豊島区が現在進行形で行っていらっしゃる個々の施策と考えていいと思うのですけれども、その個々の施策と自治基本条例、自治の推進に関する基本条例との関係というものを教えてください。これは前回もちょっと課題になった部分かと思えますけれども、もっとはっきり言ってしまうと、その個々の施策というのを、その基本条例の中にどこまで書き込めるかということがかなり大きな課題だと私は感じておりますので、その辺、区側のお考えがあればお聞かせいただければと思います。

すみません、たくさんになって申し訳ないのですけれども、以上、お聞かせいただければと思います。

**○事務局** せんだってお配りしたセーフコミュニティのパンフレットでございます。この中から取ったということですが、二つ目で、豊島区が取り組むセーフコミュニティの必要性ということがございまして、安全・安心と、そして先ほど申し上げましたように2万人を超えるような転出入があると、単独世帯が多いと、ひとり暮らし高齢者の割合が高いと、そうした中で地域コミュニティが希薄になっているということから、そうしたことについて、豊島区が向き合うような必要な課題なのではないかと考えているということでございます。そういう意味では、その人と人との絆、あるいは地域の連携というような考え方をしていると私のほうでは捉えてございますけれども、これについては、後ほどちょっとご意見をいただければと思います。

2点目なのですけれども、地域区民ひろばは、当然、セーフコミュニティの拠点としてのみ位置づけられているわけではありませんが、18年に8地区で区民ひろばが実施されて以来、さまざまな地域の方たち、運営協議会の皆様のご活動で、本当に年齢層を超えた、さまざまな事業の展開をしてきたということでございます。そうした取り組みがあったればこそ、そこで非常に地域の皆さんのつながりができて、そこでさまざまな活動の広がりができたという形でございまして、まさにそうした場を活用してセーフコミュニティの拠点として位置づけたということございまして、セーフコミュニティの拠点として位置づけたということございまして、もしセーフコミュニティの拠点として位置づけたことが、地域区民ひろばの活動に制約を課すというようなご指摘は当たらないのではないかと考えてございますが、これについては、後ほど、地域区民ひろば課長から補足等のお話があるだろうと考えます。

3点目の、人口が多いと犯罪がということについては。

**○セーフコミュニティ推進室長** ここで、人の密度と申しますのは、前回、私も資料の中でご質疑を受けたとおり、一つには昼間人口も入っております。来街者も入っております。そういう中で、例えば犯罪と言いますと、ちょっとこういうところで答弁するのはあれなのですけれども、何かこういう地域、例えば東京のどこかの区は犯罪が多いとかとよくマスコミで言われることがあります。それは、多いというのは、数が例えば100件あったと、それを、例えば小さな区もあれば大きな区もあります。人口が少ない区も大きな区もあります。ですから、例えば100件という犯罪件数を多いか少ないかを論じる場合には何らか指標化して論じなければなりません。ですから、私どもは、その犯罪とか事故の場合は、単位面積当たりの事故の数、例えば、非常に豊島区の10倍ぐらいあるまちがあって、そこでの200件というものと、そのまちの10分の1の面積しかない豊島区での200件、それを比べてみると、単位面積当たり豊島区は犯罪が多いとか少ないということが初めて言えると思います。

そういう中で、私どもは、そういう指標化した上で、豊島区は、その数字の上での発生率が高いという

ことを申し上げたいということでございますので、全ての事象に対して、犯罪以外のところも含めて全て確認したわけではございませんけれども、交通事故や犯罪の場合には、やはり池袋駅のような商業業務地が集積して、昼間人口、そして来街者が集積しているところでは、単位面積当たりの発生率が高いということは言えると思います。

**○事務局** すみません、4点目の部分でございますけれども、セーフコミュニティと区民ひろばというのは、区が取り組んでいる一つ一つの施策の内容なのだというご指摘でございました。確かに一つの施策ではあります。予算事務事業を見ますと、いろいろな、さまざまな施策と同様に一つ出ているということでございますけれども、これは、特に取り組みとしては区を挙げて、区だけではなくて、まさに区民の皆さん、事業所の皆さん、あるいはさまざまな機関等を合わせた、もう全区を挙げて取り組むと、あるいは、全区を挙げた取り組みがなければ達成あるいは進捗できないような事業ということでございまして、そういう意味では、まさにその協働ということの一つのありようではないのかというふうに考えているところでございます。

そういう意味では、セーフコミュニティという単語を直に使うのか、今回はあくまで区取り組み内容ということで右側に記載をさせていただいてございますけれども、例えば、その前文の中には、いきなりそのセーフコミュニティということではなくて、区民の皆さんと、その安全・安心なまちを取り組むことが重要なのだというような意味合いでの言葉の使い方というようなことも考えてございまして、そういう意味では、個々の施策が直にそのまま、全ての部分で取り入れられるというような形については考えてはいないという形でございます。そういう意味では、その区民ひろばについても、個々の施設と言ってしまうとそれまででございますけれども、その運営方法が区民のさまざまな皆さんの協議会からなっているということから、非常に特殊な施設であるとも考えているところでございまして、そういう意味では、区が何らかの形で後押しし、バックアップするという意味では、非常に重要なコミュニティの拠点にはなり得る施設であろうと認識しているところでございます。

**○地域区民ひろば課長** 区民ひろば課長でございます。

2点目のご質問でございますが、やはりこのセーフコミュニティという、これを私どもは一つのツールといたしますか、そういうような観点から、今まで、やはり区民ひろばといってもまだまだ周知が足りない部分もございまして、認知度も3年前は非常に少なかったところでございます。ただ、このセーフコミュニティの取り組みを、その区民ひろばの取り組みにしたおかげでといいますか、この3年間で認知度も約30%、当時、私が区民ひろば課長になったときは46%程度でございましたけれども、それが3年間で七十四、五%まで認知度が上がった。それにつきましては、やはりこのセーフコミュニティ、区民ひろばでも安全・安心情報の発信、さらには転倒予防だとか交通安全教室だとか、そういったプログラムを今まで以上に充実させております。それはやはりセーフコミュニティの取り組みを前面に出してPRしたおかげではないかなと思っておりますので、決して制約にはなっていないと思っております。

**○小原会長** ありがとうございます。

私が口を差し挟むのも何かないと思いつつですが、A委員のご質問の中で、一番こだわりがあったのは第1番目の点ではなかろうかという具合に思うのですが、自治推進基本条例の策定の準備作業をしている段階で、A委員が最もこだわったのはコミュニティの定義のところだったように記憶しておりますけれども、条例では、地域における多様な人と人とのつながりを言う、第10条第1項ですね、そういう非常に抽象度の高い規定の仕方にしていて、それをもとにして、さまざまな活動とか組織が生まれていくのだと、こんな書きぶりなわけですね。それで、今回のどういう結論になるかわかりませんが、書き方によっては、そのコミュニティという概念をセーフコミュニティに流し込んで、さらに、セーフコミュニティの具体

的な担い手としての地域区民ひろばが、まさにコミュニティそのものであるというような、こういうことになっていくのではあるまいかという、そういう危惧といいたいまいか、そういう関心で、今、ご質問があったのかなという具合に思うのですけれども。

**○P委員** Pです、よろしくお願いします。

具体的にちょっと議論という方向になると思うのですが、質問というより、諮問に対しての見方をちょっときちっとしておかないと、いろいろな質問をされるのは大いに結構だし、区の考え方をただすのもいいのですけれども、この区長から出された諮問は、この今ある自治の推進に関する基本条例に、セーフコミュニティ活動及び区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについてという諮問なのですね。この基本的な考え方を位置づけよという意味が、何をその諮問として意味しているのかということ、ちょっと最初に方向性を議論しておかないと、何を求めているのかが、ちょっとはっきり、この議論する上で方向がはっきりしないと、どうも質問していろいろ区の考え方を聞いても、はっきりしないのではないかと思います。

というのは、自治の推進に関する基本条例というのは、もともとここにうたわれているとおり、日本国憲法が掲げているような最高規範が、自治の基本条例だと言っているのでしょうか、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定しますと。この最高の規範条例に基づいて、それぞれの事業であるとか計画であるという考え方は推進していくものだと私は理解しているのですよ、このもともとの考え方があって、つまり、最高の規範の問題で。この考え方に基づいて区民ひろばはどう運営していくのでしょうかとか、その基本理念に沿った形でもって、その真髄に基づいて、その考え方もって、区民ひろばというコミュニティづくりというのはこうあるべきだというようなならば、それは話はわかるのです。

それから、セーフコミュニティ活動というものは、意味は、さっきから説明されているのですけれども、いろいろな横断的な連携や協働があって、それでみんなで支え合いながら防止をしていこうという考え方もって、その一つの施策として区民ひろばというのはあるわけですね。ここの、さっき説明があった資料の2-1のハート型になっているところに、いろいろな関わり合いがあって、その一つが区民ひろばだと言われております。

ところが、あえてわざわざそのように言っておきながら、セーフコミュニティの活動の考え方という大きな問題があって、その中の一つである区民ひろばを、わざわざその考え方を位置づけるという意味が、この自治の推進に関する基本条例の考え方に位置づけるという諮問の意味が、どうも私はこれが最高のものであるのだと理解していたものですから、いろいろ説明されるのに、あえてこれをこのようにしなければいけないという理由が、理由というか、その区長の狙いがどうなのかと、区長はそうに言っているのですけれども、考え方はそのように言っているのだけれども、では、その考え方は一体何ぞやというところをはっきりしないでやると、どのように議論して、どのように条例にしていくのかというところが、最終的な答申ですよ。これ、どのように持っていくのかというのが、私は結構、審議会とかいろいろ諮問とかはやっているほうだと思うのですが、このような諮問の仕方をされるのは、考え方として、恐らくあまりないのですよね。

つまり、具体的にこのようにしろということについて、諮問はこうだというようにあればいいのですけれども、考え方について位置づけるなどという諮問は、あまり聞いたことがないので、そのそもそも論のところを、ちょっと先にはっきりしておいたほうがいいのではないかと私は思います。

あと、用語の説明とかは、質問されるのは自由だと思いますけれども。

**○小原会長** 事務局からは何かございますか。

**○事務局** 非常に難しいご指摘だろうと思います。ただ、それについては、これまで特にその部分が、今回の審議の過程においては非常に重要な要素であろうと考えておりましたので、資料2-1等を使いましてご案内をしたつもりでありますので、非常に重複をするようなご案内になるだろうと考えてございます。セー

フコミュニティについては、その区民の皆さんとともに協働して、安全・安心な地域をつくっていくということを非常に重要なテーマであるということをございますので、そうしたこと、区民の皆さんと、今後も豊島区が安全で安心なまちであり続けたいというようなことを、この現条例の中に位置づけるということをございます。

もう一つは、その地域区民ひろばは確かにセーフコミュニティの拠点として位置づけられましたけれども、それとは一方で、地域区民ひろばというのは18年以来地域の中で実施をしまいらりまして、現在の中では、18地域の中で浸透してきているということをございます。さまざまな活動、交流の場として、先ほども地域区民ひろば課長からもご案内をいたしましたけれども、そうした活動をしてきているということをございます。そういう意味では、そのコミュニティという考え方については、A委員からもちょっとご指摘がありましたと思いますけれども、そうした一つの活動の拠点として十分な活動実態を備えてきているのだと考えてございます。そういう意味では、この地域区民ひろばを、そうした場として位置づけたいという考え方だと認識をしてございます。

○小原会長 はい、どうぞ。

○○委員 今、P委員からもあったように、諮問の文章が曖昧であります。私は、盛り込みたいと、正直申し上げて、どういうふうに盛り込んだらいいでしょうかというふうに変換して受け止めています。私は、そのことに実は違和感を覚えています。ほかの方からもありましたし、前回の会議の場でも私も申し上げましたが、自治の推進に関する基本条例は、豊島区の自治の最高規範として制定されたと、いわば日本国であれば憲法であると。そして、地方自治の本旨を踏まえて、住民自治のあり方をより促進するためにやっということ。

本文の中を見ても、繰り返し主体的にとりか主体性を尊重という言葉があります。であれば、私は、区民ひろばというのは、豊島区の特徴的な施策で、先ほどの説明の中でもありましたけれども、発端は財政難でした。けれども、形をいろいろ変えて本当にいいものになってきた。すごくいい可能性を秘めた流れになってきて、可能性をすごく感じて、期待しています。ですけれども、成り立ちを考えても、いろいろ形が多様に変化していて、これからも変化する可能性はあると思っています。

そしてセーフコミュニティも、これも豊島区ならではの本当に注目に値する施策ではあるけれども、やはり施策の一つであって、これを未来永劫続けていくかどうかは区民の選択だと思います。それを、こういった基本条例の中で縛るのであれば、例えば、この基本条例の中に12条、区の役割として、区はコミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない、これと相反する理念になりかねないのではないですか。ある意味、縛るわけですね。具体的な施策、これでもってやっていきたいと思います、そのように私は感じたのですけれども、ここの関係はどのようにお考えでしょうか。

○事務局 先ほど、前文のところでもご説明をしたと考えてはいますけれども、その安全・安心なまちをつくるというのは、区民の皆さん全体の願いでもあるし、そうしたのを今後協働でつくっていくというのは、まさに、この自治推進条例が目指す自治の究極のありようなのではないかと考えてございますので、そこに目指していくという目標があることは、これを縛るものだと考えてはいないということなのですけれども。

○小原会長 はい、どうぞ。

○セーフコミュニティ推進室長 セーフコミュニティのほうなのですけれども、確かにセーフコミュニティを一つの施策と捉えた場合には、この基本条例の中に入れることについて、非常に、少し違和感があるというご発言はわかります。ただ、私どもとしては、セーフコミュニティというものが、WHOが運営しているかどうかということもあるのですけれども、これまで2年間やってきて、そのセーフコミュニティというも

のがどこか既存の、既成の認証制度であって、それを書き込むというつもりではちょっと考えていないといえますか、セーフコミュニティにある根底の考え方が、いかに豊島区の自治の中にマッチしているかという部分を拾っていただいて、その考えをどのように今入っているかということをご議論いただいた上で、つまりそのセーフコミュニティというものが、これは既存の施策ではなくて、セーフコミュニティという豊島区独自の目標を掲げていきたいというようなご議論をしていただきたいと思いますと思っているのです。

ですから、セーフコミュニティというのは、例えば、ほかの自治体でやっているセーフコミュニティというのと、豊島区でやっているセーフコミュニティというのは、認証制度においては同じものです。ただ、豊島区が自治の基本条例の中で目指すのは豊島区だけのセーフコミュニティ、豊島区らしいセーフコミュニティというものを、一般名詞として一つの施策ではなくて、まちづくりの目標像としてここに盛り込むようなことを、つまりその最高規範という話もありましたけれども、これは区民が、縛るということではなくて、区民が一緒になって目指していくまちづくりの目標像なのではないかというような考え方で、この最高規範である自治の基本条例の中にそれを入れることが、豊島区の自治の未来にとって非常にプラスになるのではないかということをお願いしたいということだと思っております、たとえ今後、この先、WHOが、もしかしたらセーフコミュニティという認証制度をやめてしまったとしても、そんなことは関係ないと、豊島区は、その言葉はセーフコミュニティと言うのが適切かどうか分かりませんが、そういったことを豊島区だけがやったとしても、それは目指していきたいという決意をここに何らかの形で表現していきたいと、そのときにセーフコミュニティという言葉を使えたとしても、それは固有名詞ではなくて一般名詞なのだというようなことがないと、ちょっと難しいのかもしれませんが、それぐらいの気持ちであります。

ですから、セーフコミュニティというのは外からの概念をここへ持ってくるということではなくて、豊島区が、その外からの概念を消化して、豊島区らしい、改めて再構築をして、それに対してセーフコミュニティという名前を改めて豊島区が付与したというぐらいの気持ちで臨みたいと思っております、だからこそ、こういう基本政策の中に、ご議論いただきたいと区長の諮問があると私は思っております。

○小原会長 はい、どうぞ。

○H委員 ミスター区民ひろばと言われているHでございます。また、ミスター・セーフコミュニティとも言われつつあると思っておりますが、単純な男が単純な、結論を急ぐわけではないですが、私は、この豊島区の自治の推進に関する基本条例の委員として2年間携わりました。

しかるに、区民ひろばはもっと前からその構想がありまして、その段階では、この条例の委員会においては全く話が出なかったということ。それから、セーフコミュニティにおいては後半に話が出て、私どもは、そのセーフコミュニティの北池袋モデル地区として活発に活動を始めた。ただ、区民ひろばそのものは全くセーフコミュニティとはイコールではないのです。区長がおっしゃるのは、この自治の推進に関する基本条例に、セーフコミュニティと区民ひろばを何らかの形で組み入れてくれというようなことをおっしゃってこの会議を開いたと思うのです。そうですよね。そう受けとめていますよね、何かいろいろ難しいことを言っていましたけれども。私、単純に考えて、そのように区長は、この会議で区民ひろば、そしてセーフコミュニティを何か組み入れて、その文言、一つの条例の基本的なものをつくっていただきたいと言ってこの会議をつくったと。

ただ、私の考え方は、結論になってしまうかも知れませんが、区民ひろばはそうつくるべきではないと思っている。どうしてかといいますと、区民ひろばというのはセーフコミュニティと全く異質のものではないけれども、全く異質なものである。ということは、最終的には、全て自主運営を目指しているわけです。もう私の広大な理想像からしますと、本当に建物まで全部その地域に渡してしまいなさいよと、それで、みんな地域のことは地域の皆さんで、よりよい地域をつくりなさいと。まず町会が、その小学校区に8町会ぐ

らい皆点在しているわけです。その町会長をみんな集めて地域区民ひろばをつくって、そして自主運営、お金は上げますから、いわゆる区の職員は一切ゼロにしましょうと、全部民間に任せますよということ。

例えば今、猪苗代の四季の里ですか、それから山中湖は何ですか、秀山荘ですか、あそこなどはみんな委託して、みんな民間でやっているわけですよ。そういうような形をしていくような方向づけをして、地域のために、地域の人間を使って、地域の皆さん方と協働して、皆さん方と楽しい、安全・安心のまちづくりをしましょうと、そこにイコール、ニアラーといいますか、セーフコミュニティがいくのかもわかりません。

ただ、セーフコミュニティそのものは、やっぱり中学校区ということを中心にして、この基本条例においても8地区に分けましたですね。8地区に分けて、いわゆるモデル地区もつくって、今推進しています。そういう意味においては、全くセーフコミュニティと区民ひろばとは異質なものであるということ。ですから、区民ひろばは自主運営になります。みんな民間に渡しましょうということであるならば、この条例の中に入れ込むべきではないと思っています。

ただ、セーフコミュニティは、9項目ありますよね。自殺だとか、がんとか、あるいは虐待、いじめだとかいろいろございます。事故というのは偶然に起こるものではなくて、注意すれば抑止できるということが考え方。であるならば、この最終的、2年間やった中の後半に議論がありました。それでモデル地区も我々はつくらせられました。そういうことで、今、推進しております。そういうことであるならば、この中にコミュニティというのはセーフコミュニティでなくて、この中における考え方は区民ひろばであると。セーフコミュニティというのは、今言ったような9項目の安全・安心のまちをつくりましょう、区をつくりましょうというのがセーフです。いわゆる8地区に分けてつくったと、繁華街とか住宅街とか、いろいろあります。

だと思っておりますので、いわゆる3回きり会議がないのに、いろいろ、言っても始まらない。そうでしょう、あと1回きりないわけですよ。みんな、こんな同じことをやったってまとまりはつきません。ですから、私が考えるには、もう区民ひろばなら区民ひろば、これはもう一体化して自主運営、民間に任せましょう。それをこの中に入れる必要はないということなのです。セーフコミュニティはこの中にきちっと入れたほうが良いと思います。

ということで、異論があろうかと思いますが、私の考え方は、率直に言って、以上でございます。これ以上は何も申しません。よろしくお願ひします。

**○小原会長** はい、ありがとうございました。今回こういう形でもんでいただきますと、少しというか大分筋道が見えてくると思うのです。ですので、ぜひ、すみませんが。

**○K委員** ありがとうございます。Kです。

先ほど、本当に皆さんからいろいろな意見が出てくる中で、セーフコミュニティというものが本当に浮き彫りになりまして、先ほど固有名詞ではなくて一般名詞というお話もありましたけれども、まさにこの基本計画にある安全・安心創造都市という、同義語ではないかもしれないけれども、豊島区の目指す形であるならば、やはりセーフコミュニティという、その文言はわかりませんが、しっかりとこういう形を目指すのだということで、この自治の形の目標像を盛り込んでいくというのは、今までの流れからいっても自然なのではないかなと思います。本当に今の議論でさらに明確になったと思いますが、私自身は、区民ひろばというのもそういう中の、区民ひろばというのは施策の一つなのかもしれませんが、今おっしゃるように、運営されているご自身が盛り込むべきではないと言われるところを盛り込むのは大変難しいというか、非常に現実的ではないかなと思いますので、それはもう、そこは少し、やはり議論をされたほうが良いのではないかなと思いますが、セーフコミュニティについては、やはりこの条例の前文に、どのような言葉になるのかはわかりませんが、目指す形として盛り込んでいくべきではないかなと思います。

この基本計画というのは、区議会の皆さんも承認されているものではないのですか。

○小原会長 議決されています。

○K委員 議決されているものなのですよ。ということは、こういう形で、こういう安全・安心のまちを目指すというのは、もう皆さん一致されているところだと思いますので、そのように考えております。

以上です。

○小原会長 はい、I委員。

○I委員 Iです。私も、ちょっと意見を言わせていただきますと、このセーフコミュニティという言葉は、やはり国際認証のところでできている言葉なのですよ。ですから、やはりこれは、どちらかという一般用語ではなくて、やはり固有用語だと私はもう理解しておりますので、これはやはり入れないほうがいいと思います。安心・安全という言葉は、これは重要なことなので、これは積極的に入れるべきだと。

それから、区民ひろばの構想についてちょっと心配していることは、この構想そのものはまだ完結していないですよ。まだ小学校区ということからいうと、まだ18。ということは、この区民ひろばという構想、この言葉を入れることによって、ひろばがない区域というのが出てくるのではないですか。となると、やっぱり区民ひろばというのは、今の現状の中では入れないほうがいいのではないかなと、少し危惧しています。

以上です。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ。

○L委員 Lです。先ほどおっしゃられたとおり、非常にセーフコミュニティという言葉は、特にここ2年ほど、WHOの認証ということと連関づけられて区の中で広報されてきていますので、今それを入れると、多分、1対1の対応すると全員がイメージを持つような気がします。ただ、セーフコミュニティのその認証に至る過程の要求されている水準、例えば、全てのことを計量化して比較可能にするとか、継続性であるとか、そういうことは自治の中で一番大切なことなのかもしれないですね。特に民間人、特別なツールを持たない民間人がそういうことに関わろうとすると、非常に主観で物事を判断しがちなもので、その計量化ということは、テーマに上げたということは非常に重要だと思うのです。ですから、これも、この自治の推進に関する基本条例を見ますと、区との協働ということが非常に強く挙げられています。やはりプロの手を経ないと、その統計であるとかデータであるということは非常に難しゅうございますので、その辺の部分の中にもうちょっと強く盛り込むということで、そのセーフコミュニティという言葉を使う、使わないに関わらず、趣旨は後に残すことができるのではないかなと私は思います。言葉としては、ちょっとまだ全く浮かびません。以上です。

○小原会長 はい、どうぞ。

○G委員 安全・安心という言葉で前文に入れたほうがいいのではないかと考えています。どこまで、この右側に書いてあるその1番ですね、この内容をどこまで前文に盛り込もうとしていらっしゃるのかわかりませんが、もし全体的な内容、現状認識でありますとか、今の課題でありますとか、そういった内容をもし前文に織り込もうとするのであれば、少し筋違いかなど。あくまでも現時点での認識であったり状況ということですので、それらは前文に書く必要のないことではないか思います。今お話のありましたセーフコミュニティについては、そのセーフコミュニティという言葉は、何人かの方がおっしゃっているように、やはり固有名詞という印象を免れないと思います。ですから、ぜひその安全・安心という言葉でもって入れていただけないかなと思います。

継続的に、その安全活動を行っていくとすると、やはりどこかによりどころがないと安全というのは忘れられやすいものだと思うのですよ。この前文の中に、目指すところが、さらに豊かなものとして未来に引き継いでいくことを目指しますとありますけれども、その豊かさの前提というか、豊かさの根幹に、その安

全とか安心とかいうものはあるものだと思うので、ここの豊かさに加えて安全・安心をつけていただくと、そういうところを目指していただくのだという形で何か盛り込んでいただくのならば、非常にその違和感がないのではないかという気がします。

**○小原会長** ありがとうございます。

ほんの少し整理をしますと、そもそもP委員のご質問から始まったわけですが、高野区長のお考えをそんたくするといえましょうか、豊島区政にとって、セーフコミュニティと地域区民ひろばが施策の中でも最重要なものである、これが第1点。次いで、現在の自治推進基本条例の中からは、直ちにその施策に読み込めるものがないかもしれないと、これが第2点。それで、変えたとしたらどうなるかという、こういうご諮問であったかと思えますけれども、今まで出てまいりました議論でいいますと、果たして現在の基本条例から読み込めない施策であるのかどうかということ、あるいは具体的な書きかえをしてみると、それが先ほどのお言葉がありましたけれども、区民の主体的な活動を縛ってしまうことにかえってなりはしないかと、そういう危惧も出されました。

それから、条例の性格ということを考えますと、区民を縛るだけではなくて、区政を縛るということになりますので、もっと端的に言うと区役所を縛るということになりますけれども、そういう考え方もできようかということで、であるとすると、そもそも変えなくていいというご意見もあるかもしれませんし、いや、そのセーフコミュニティのもとになるというような考え方、安全・安心という言葉が出てまいりましたけれども、そのあたりであれば、例えば前文などに入れる価値があるかもしれない。こんなような現在議論でございませぬけれども、引き続きどうぞ、ご意見があれば出していただきたいと思えます。

**○K委員** すみません、関連して質問なのですが、セーフコミュニティという認知度が、たしか平成22年で3割程度だったかと思うのですが、最新の認知度、または関心度というものもシデータがありましたら、多分、そのセーフコミュニティという言葉がどれほど浸透しているかによって、私たちももちろんそうですけれども、区民の皆さんの印象も違うのかなと思うのですが。

**○地域区民ひろば課長** 地域区民ひろば課長です。

もしかして、先ほど私が申し上げましたのは、区民ひろばの認知度を申し上げました。セーフコミュニティの認知度については、すみません、もしかしたら、区民ひろばの認知度は3年前と比べまして約30%増えているというお話をさせていただきました。46%から76%。

**○K委員** セーフコミュニティの認証そのもののデータというのは。

**○セーフコミュニティ推進室長** セーフコミュニティのほうは、今おっしゃったその3割というのが平成22年だったと思えますけれども、23年の12月にアンケート調査しておりまして、このときには40%でございましたから、10ポイント数字の上では増えているということでございます。

**○小原会長** はい、O委員、どうぞ。

**○O委員** すみません、今の件で確認なのですが、40%の対象というのは住民でしょうか。自治基本条例によるところの区民でしょうか。

**○セーフコミュニティ推進室長** 本来であれば、自治基本条例の区民にしたいところなのですが、どうしても技術的にそれが難しゅうございますので、その代替指標として住民基本台帳からの無作為抽出で出したアンケートでございます。

**○B委員** 私も、各委員が言われているように、この区民ひろば構想であったり、セーフコミュニティであったり、区民ひろば構想というのは、先ほど、実際にやられている委員の方が言われていたように、最終的には自主的な運営のモデルになっていこうというような方向性を持って動いているということ、あと、セーフコミュニティについても、これから認証を受けていろいろな、言っていることは非常に、盛り込まれてい

ることいいことだとは思いますが、まだこれも認証を受けてから、これからどのようになっていくのか、まだ検討というか、様子を見ていくということであれば、今この状態の中で基本条例に盛り込む必要性というのはまだないのかなと、もう少しその辺の、十分今の条例の中の部分で、先ほど縛りということもありますけれども、まだこれからどのようになるかわからないようなものを、今この段階で、3回の打ち合わせの中で入れていこうというのは、かなり、入れるというよりも、入れるというのは、多分、議会でいろいろな打ち合わせというか審議があるのだと思うのですが、ここで諮問して、それをどうしましょうかということであれば、まだちょっと時期尚早ではないのかなと、もう少し見てからというように、私はそのように思っております。

○小原会長 はい、どうぞ。

○M委員 いろいろなご意見があるかと思えますけれども、私自身も、高野区長がまず諮問をされたということで、一番初めのときにご挨拶で申し上げましたけれども、あえてこの中に入れたいと、入れるのだという豊島区の意味なのだなと、高野区長の思いなのだなと思ひまして、豊島区その根幹にセーフコミュニティ、安全・安心、区民を守るという意味での、この安全・安心の活動を根幹に据えていくのだという、一つ高野区長の決意を私は伺ったような気持ちがありました。なので、いろいろなご意見があるかと思ひますが、あえて入れるとするならば、きっとこういうものだろうということを議論するのかなと思ひまして出席をしているのですけれども、セーフコミュニティという言葉を使うのがどうなのか、これは非常に難しいかなと確かに思ひますが、一つセーフコミュニティへの取り組みで、区民の皆さんが、ここ2年間やってきたものというのは確かにすばらしいものがありまして、言葉を聞けば、逆に活動をイメージするという部分も確かに中にはあるのかなと、こういう活動を言っているのかなと。そういう意味では、セーフコミュニティという言葉を入れるという意味もありますし、また、一方では、やはりその今後の活動の中での不安要素も確かにありますから、非常にその判断は難しいなと思ひますが、

また、区民ひろばについては、今後のそういった意味では一つのコミュニティの核となる部分という意味で、多分、区長はここに定義づけをしてほしいと言われたのだと思ひますが、先ほど、H委員がおっしゃったように、今後いろいろ動いていくのだと、形も変わっていくのだとなりますと、どこまでそれを定めていいのかというのが、ちょっと、一つ私も迷いが出てきて、そこら辺はすみません、ちょっと取りとめもないのですが、今ちょっと迷っているところです。

○小原会長 はい、どうぞ。

○H委員 黙っていようと思ったのですが、すみません。セーフコミュニティ推進室長にちょっとお尋ねをしたいのですが、セーフコミュニティというのは国際語なのでしょうか。あるいはセーフコミュニティ推進室長がつくった造形語なのでしょうか。WHOというのは正式な名称ですよ、いわゆる何というのですか、もう正式に言っただけならばよろしいのですが、世界保健機関というのが正式な。セーフコミュニティというのは、本当に皆さんもよく使っていますけれども、本当に造形語ではないかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○セーフコミュニティ推進室長 現在の既存の制度で言えば、おっしゃるとおりですね、これは豊島区がどうこう言うことではなくて、豊島区の外側にある制度でございます。そんな制度の名前をセーフコミュニティとWHOの協働センターが呼んでですね、それを世界的に普及を進めているわけでございます。ただそれを、それはそれで正しいわけでありまして、そのとおりなのですが、かといって、そのセーフコミュニティという言葉を使わずに、これから豊島区は、その安全・安心というのは、確かにセーフコミュニティ、イコール安全・安心という言葉は、ちょっと概念としては不十分だと思うのです。安全・安心というものを、地域連携と、それから科学的な、先ほどありましたけれども、データとかで、そういうものを駆使して

安全・安心を守っていく活動、予防していく活動ということだと思いますので、セーフコミュニティというものがありますけれども、それは豊島区が再定義してはいけないということはないと思います。逆にWHOは、そのようにしてくれることを望んでいると私は思っています。

○H委員 そうではなくて、言葉そのもの、WHOというのは正式には何と言うのですか。

○セーフコミュニティ推進室長 WHOはWorld Health Organizationでございます。セーフコミュニティというのは、

○H委員 セーフコミュニティというのはイコールじゃないわけでしょう。

○セーフコミュニティ推進室長 ええ、WHOとはもちろんイコールではありません。

○H委員 そこら辺がちょっとね。

○セーフコミュニティ推進室長 また、豊島区として定義してはいけないということではなくて、WHOは、例えばアメリカとかヨーロッパとかアジアとは全然、その安全・安心に対する考え方も価値観も違う中で、それを、それぞれのコミュニティが自分のものにしてもらうことが目的なのですね。ですから、認証制度を運用するというのは、その認証制度を通じて、そのそれぞれのコミュニティが自分の個性を生かしながら、その自分のセーフコミュニティをつくり上げていくことを望んでおります。ですから、それを豊島区が自分で、そのセーフコミュニティというのはこういうものだということを再定義したからといって、真っ向からその概念が違えば別ですけども、それはWHOとしてはウェルカムだと思います。

○H委員 世界で通用するのですね、セーフコミュニティで。

○セーフコミュニティ推進室長 はい。

○H委員 世界語。

○セーフコミュニティ推進室長 世界語というか、通用する部分と、豊島区がセーフコミュニティということ、豊島区のセーフコミュニティはこういうものなのだとっても、それは怒られることはないと思います。

○小原会長 はい、どうぞ。

○N委員 そもそも論として、さっきから出ていますように3回でこの条例というか、豊島区自治の推進に関する基本条例に、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることということで区長から諮問をいただきましたけれども、皆さんのお話を聞いていて、こういう文言はふさわしくないのではないかというお話なども数多く出ているのですけれども、区長の気持ちとしては、この文言を入れなかったら何も、正直このタイトな3回の委員会で諮問するということは、多分、出してこないと思うのですね。そういう気持ちを、本来であれば今日も、委員の皆さんから区長にお聞きしたいところなのですけれども、区長もお忙しい、また、水島副区長もお忙しくて欠席ということでもありますので、本当に真意のほどがわからないというのが、皆さんの本当に心の中にあることなのではないかなと。皆さんも、引き受けた以上、この3回で何とか、この前にいただいたタイムスケジュールでありますと、パブリック・コメントやって何やってとって11月にと。

これはやはり本音で言えば、やはり認証式や何かに間に合わせたいということがあってやっているのではないかと皆さんは思ってしまうよ。特にH委員などは、もう2年間もそうやって委員をやってこられて、この最高の機関として位置づけられたこの自治推進委員会でありますので、そういったところでちょっとね、今回、本当にこういう話し合いを持っていても、やはりちょっと、今日、区長さん、水島副区長さんがいないということで、私ももっと事前にお気持ちを聞いておけばよかったかななどと反省しているところがありますけれども、どうなのですかね、皆さんの、もう本当に取りとめがなくして申し訳ないのですけれども、この点に関しては、この3回で何か厳しいような気がしますし、それでも何とかして入れてくれと区長さん

のご要望であれば、私は賛同したいなと思っているところでもありますけれども、ちょっとその確認が取れないものですから、ちょっと、何とも今言えないわけでございます。

**OR委員** とても区長とか副区長の代役は務められないですけれども、唯一この中で行政から出ている委員でございますので、ちょっと今までの議論を踏まえた中で、個人的な意見になるかもしれませんが、要は、確かにこのコミュニティの根源的なものを捉えて、その価値というものを豊島区の中で、みんなしてそれでもって自治を推進させていこうというのが、この基本条例の本旨だと思っております。

そういった中で、これからの豊島区のありようというものを見据えたときに、やっぱり主体的な区民の活動というところはあります。そういった中で、本当にこの安全・安心というセーフコミュニティというのは一つのツールだと思っております。でも、そこで気づいたことというのは、やはり地域社会というのは安全で、しかも区民の皆さんの暮らしというのが安心できるというのがやっぱり究極の目標だろうというところに区政は気づいたと。それが単なる一つの施策でいいのだろうかという意味は、一つの施策といいますと、その時代、時代の政治によって翻弄されて、あるときなくなってしまうような施策という意味です。果たしてそういうものでいいのだろうかという根本的な問題に行き当たったところでございます。そういったところからすると、未来永劫、豊島区政、豊島区民という方々の将来にわたって望まれることというのは、やっぱり自分の周りの地域というのが安全で、しかも安心して暮らせる、やっぱりそういうコミュニティというものが主体的にも活発に行われているような地域社会ではないのだろうか。そういったことを、この条例の一端、10年後、20年後の区民がこの条例を読んでも、そういったものが読み取れるようなことはできないのだろうかということが、多分、高野区長の望まれているところではないかなと思っております。私自身も、そういったところから皆さんの、この中には学者の方もいらっしゃいますので、そういったところから深い議論をしていただいて、何とか位置づけられるようなことに持っていけないのではないかと、そうしていただければありがたいなということが、行政から出ている委員の個人的な意見でございます。

**○小原会長** では、D委員。

**○D委員** この基本条例の中に、どこへ入れるかということはその後にしておいて、今、協議されているセーフコミュニティというのは、世界のそういう保健機構の中で、機関で認められ、せっかくその豊島、東京の中でも最初に認証されて、すごい名誉なことだと思うのですね。

先日、実はうちの会に、ミシガン大学からの先生が訪問されたときにこの話をしましたら、アメリカでは考えられないと、とてもいいことをやっているのだということで、それで、今度は私どもの会自体を振り返ってみますと、会を設立する12年前は、私たちの会は一つの理念を持ってやろうという、ただの同好会ではない、カルチャースクールではない、そういうことで発進したわけなのです。そうしたら、それをずっと続けて、おかげさまでどんどん増えて認知されてくるときに、このセーフコミュニティという言葉聞いて、なるほど、それが、しかもセーフコミュニティの内容を掘り下げると、確かに高齢者の部門の中に私どものカテゴリが入っているのですけれども、まさに活動の中心はこれだというような、私たち自身もそう思ったし、そして見学されている外部の方もそうですね。

私は、この問題を、ぜひ区長もこの基本条例に入れると、入れたいということですので、私は、もし入れるとすれば、前に高木委員がおっしゃったように、この前文の中の、豊島が、要するに豊島区をさらに豊かにするという項目がここにあるわけだから、そこに安全・安心なまちづくりでセーフコミュニティを入れていくということなら、私はサイクル的に合うのではないかと。言葉そのものから云々ではなくて、やっぱり入れたいということと、いいことをやって、この豊島区がその先手を今行っているわけですね。よその区から比べても、すごい先手を今行っているわけですから、そういうのをくめば、私は、その入れるということに賛成で、入れるならどこに入れるかということ、前文の豊島区を豊かなものにする、その豊かさは何かという

と、安全・安心の項目だと。あとは、どのように文面を考えるかはこれからの問題だと思いますけれども、期間が3回しかない場合は、そういうふうにして追い込んでいかないと、入れる場所もないし、議論ばかりしていたのでは、何のために集まっているのだということになるので、私は、そのことに賛成をしたいと思います。以上です。

○小原会長 ありがとうございます。P委員。

○P委員 R委員のおっしゃることもわかります。であれば、そういう考え方に基づいて条例の方向を考えていきたいのだというならば、議論がそのようになっていくのだと思うのですが、それに基づいてセーフコミュニティ活動というものはこのようにあるべきだ、あるいは、地域区民ひろばについては、その考え方に基づいてこのように運営していこうというならば話はよくわかるのですよ。でも、この諮問がセーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけよという諮問になっているから、ちょっと逆ではないかと皆さん思われてしまったのだなと思います。

だから、何もその考え方について全面的にだめだとかと言っている意味ではありませんし、確かに今、地域がいろいろな問題でコミュニティが希薄になっている状況の中で、どうつくっていくのかと、非常に大事な課題だと思っていますし、地域が本当に活性化して、お隣同士が仲よくなって、同じ方向に、安全・安心なまちづくりを進める、あるいは、本当にいろんな方向で一緒に活動していくという方向ができれば、本当にいいことですわね。これは、もう皆さんはどこでも、これは否定する人はいないと思うのです。区民がそういう問題で共通の認識を持って、それで安全・安心なまちづくりを進めていく、そういう立場でもっているいろいろな、全ての事業や、あるいはいろいろな活動に参加していく、そうした計画を持つ、これはいいと思うのです。ただ、その基本となるその考え方というものがあって、それに基づいて施策を推進していく一番の基本が、この自治基本条例ですよ。もともとの、だから憲法みたいなもので、その一番の規範となる考え方です。その考え方を示したものについて、今あるような区民ひろばの考え方を位置づけなさいとかという形になって諮問されてきたので、ちょっとそういう方向になったと私は思います。

したがって、結果的にあともう一回で最終的な答申になると思うのですが、別に私、この自治基本条例について、これが100%、今の現時点ですよ、100%これが本当に一番いいものかどうかというのは、またそれは、変えなければならないという点を変える、変えなければならないという点が、あるいは改正しなければならないと思えば、それは改正してもいいと思うのですよ。いいと思うのです。だから、それはやはり提案するほうは区長でありますから、今日の議論を通じてもらって、ここは今の考え方に基づいて、委員の皆さんから出されたような問題で、このように変えていきたいのですよというならば話はわかりますでしょう。そうでしょう。でも、もっと主管課のほうも、諮問がこのように出されたときには、区長さん、そうではないじゃないですかと言わないから、こういう考え方が出てしまったのですよ。だから、現在だって、さっきから皆さんが出されているのは当たり前意見ばかりじゃないですか。もう少し考えて諮問してもらいたいと私は言いたいけれども、今日は区長がいないから、言っておいてくださいよ。

以上です。

○小原会長 それはなかなか、宮仕えということもございますので。

C委員とJ委員にまだご意見を伺ってないかと思うのですが。

○C委員 私は、先ほどからH委員さんのお話を頭の中でそしゃくしていたのですが、ここに自治条例は、区との協働ということを非常に誇り高くうたっておりますよね。そうしますと、今、H委員がおっしゃるように、区民ひろばを自主的に独立させると申しませうか、区を離れて、本当に区民だけがやっていくということになれば、この条例の中にどういう形で織り込んでいくのか、かえって区民が自主的に活動していく足を引っ張ってしまうのではないかと少し危惧しております。

それから、こうやって区民ひろばがあちらこちらにできまして、それぞれ活動していると思いますが、途中でもいいのですが、総括と申しましょうか、一応どのようになっているかという、そういうものが実際にありますでしょうか。お調べになっていますでしょうか。

**○地域区民ひろば課長** 毎年、区民ひろば課といたしましても、その年度、年度の総括と申しますか、してございます。そして、区民ひろば構想から、先ほどの事務局からお話がありましたけれども、本格実施から何年、今年で7年目になりますけれども、その事業の中身、また利用者数、また利用者からもアンケートをとっておりますので、そういった意味で、私、簡単に言えば、本当にその区民ひろばというものが着実に地域に浸透してきていると。

ただ、先ほど、I委員からもご指摘がございましたとおり、まだ4カ所、区民ひろばができてないところがございます。そういう意味では、そのコミュニティの拠点と位置づけてはいても、まだ残り4地区は、ではコミュニティの拠点は無いのかと、そういうことではございません。町会、さまざまそのコミュニティというものはあるわけですけれども、区民ひろばという形からすれば、その4カ所はまだないということで、後期基本計画の間には着実に、その残り4カ所も実施していきたいと思っております。

簡単に言えば、本当に毎年、着実にその地域に根づいた活動、運営協議会も18カ所ございまして、毎年事業を、さまざま、その地域の課題に関しても取り組んでいただいておりますので、私は、着実に定着してきていると思っております。

**○小原会長** J委員。

**○J委員** ごめんなさい、私は、ちょっと皆さんのお話を聞いているだけで勉強させてもらっているのですが、何せこういういろいろな言葉、コミュニティとかセーフコミュニティとか、そういう言葉も今まであまりなじみがなかったもので、皆さんの、あ、そうなのだ、そうなのだと思いつつ、今お話を聞いているところで、本当に勉強不足で申し訳ございませんけれども、区民ひろばというのも本当に、昔はことぶきの家というのが区民ひろばにかわったというのが、最近知っているようなもので、私もちょっと二、三回利用させてもらったりもしているのですけれども、本当にこういう難しいお話は、今まで全然耳にしたこともなかったものでね、すみませんけれども、勉強させていただく形になって、意見になりませんけれども、申し訳ございません。本当に皆様のお話を聞いて、勉強させていただいているという形でございます。

誠に申し訳ございません。

**○小原会長** とんでもありません。ありがとうございました。

これで一応、一通りは皆様のご意見を伺ったことになるかと思っておりますけれども、それでご意見を承っておりますと、濃淡の違いはありますけれども、大体着地点らしきものは私なりにはある程度は見えてきたというか、着地点という随分限られた意味に受け取れますので、着地場所ぐらいになりますけれども。それで、この委員会は区長の諮問を受けた審議会でございますので、区長のお考えはそんなくしながらということではありながら、全て御意のままにということでもございませんので、皆様のお考えを集約した形で、次回用の資料をつくりまして、つまり、集約するとこんな形になるのではないかというのをつくって、それで、今後の段取りに少し話を移させていただきますけれども、あと1回というのはどう考えても無理でございまして、あと2回で、その着地場所がうまく見つければというように考えておりますが、事務局から何かございますか。

**○事務局** ご指摘のように、あと少なくとも2回はやらせていただければと考えているところでございます。日程の調整をさせていただいてよろしゅうございましょうか。それはまた後に。

**○小原会長** いえいえ、少し先を急いだかもしれませんが、あと、念のために少なくとも申し上げたとおり2回で、次回に今回の皆様のご意見を集約して、今の基本条例でいくと、仮に何らかの改正を加えるとする

と、こういう案があるのではなかろうかというプラン、たった一つだけではないかもしれませんが、1案、2案、3案となるかもしれませんが、1案、2案となるかもしれませんが、大体1案で集約できるということであれば1案になるかもしれませんが、それを用意して、事前にお届けして、次回、実質的に、できれば、まとめられたらまとめる議論をしたいという考え方で私は今おりますけれども、そんな運び方でよろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

**○P委員** 今の会長が提案されているのは、諮問に対する答申案文についての考え方なのか、今日の皆さんがお話あったものをまとめて、どういう考え方でまとまっているのかという考え方なのか、それはどちらですか。

**○小原会長** イコールです。まとめて、同時にそれが答申に、答申そのままにならないかもしれませんが、原型というような感じで。

**○P委員** すみません、この諮問が、基本的な考え方を位置づけることについてという諮問なので、これに対する答申をどのようにするかというのは、今まで、あまりこういう答申文というのを私は見たことがないのですよ。あまりというか、こういう諮問がそういう諮問ですので。だから、ちょっと答申について、どういう答申案を出すのかというのは、ちょっと議論しないといけないかなと思ったのですが、考え方を整理するのはいいですよ、それイコールというものではないのではないですかね。

極論から言うとね、要するに自治の推進に関する基本条例に考え方を位置づけなさいよという考え方をしたいのだとありましたよね。一方で、その区民ひろばについては、それは入れるべきではないという考え方もあったり、それから、セーフコミュニティについても、今は時期尚早なのではないかという話もいろいろありましたよね。こうした中で、そのエッセンスというのですか、その今の、さっき部長さんがおっしゃられたようなエキスはやっぱり入れ込むような答申にしていくのかとか、ありますよね、答申の考え方が。あとは、その答申について区長が条例案をつくるならば、条例案を作成するのは区長権限であって、それをまたもむことを私たちはできるのですけれども、それが、答申がイコール、答申を尊重した条例案をつくりますので、そういう意味では、その答申というのは非常に重要なことになってくると思うので、考え方はちゃんと示しておかないと、その捉え方が、どういう考え方で、その捉え方でもっていかようにもなるような答申では私はまずいと思うのですよ。

**○小原会長** 先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、着地点または着地場所というような言い方をしましたけれども、まとめ方次第によると思います、次回の資料として用意していただくのは、たった1案ではなくて、1、2、3といったようなことになるかもしれませんが。その意味では、イコール答申案ではなくて、そこから集約できる、第2案かもしれないし、第3案かもしれないし、そこに持っていったらば、それが答申の原型になるだろうとこういう趣旨でございまして、ひょっとすると全くまとまらずに、両論併記というような形になるかもしれませんが、ですので、それは次回の議論次第というところだと思いますけれども。

**○B委員** 先ほど、O委員さんですかね、お話が出て、置き換えてという形で、要は、個々にそのセーフコミュニティについてですとか、その区民ひろばのことであれば、先ほど言ったようにこの対比の部分でも出てきて、要は、どのように織り込みたいのかと、どのようにその言葉が、例えば、では、そのセーフコミュニティという、豊島区のセーフコミュニティの考え方の部分はよくわかったのですが、そのセーフコミュニティという言葉が、また、その区民ひろばという言葉が、どのようにここに入ってくるのかという具体的な何かものが見えれば、では、そのぐらいの部分であれば、その言葉としての入れる入れ方とか方向性ならとかと、その辺もちょっと見てみたいので、できれば、そういったものも次回の資料の中に入れていた

だいて、そうすると、もうちょっと、ああ、そういう入れ方なら、別に入っているというふうな形になるのかなというふうな気はするのですが、具体的に、個々にセーフコミュニティとはとか、区民ひろばとなってしまうと、先ほどのような意見が出てくるかと思うので、その辺も、ぜひ資料の中の一つにお加えいただければと思います。

**○小原会長** はい、どうぞ。

**○H委員** もうやめようと思ったのですが、実は、私は、区民ひろばの代表、そしてセーフコミュニティのモデル地区の代表、それから町会連合会の代表として、三つの代表として出ております。それで、一応、今回資料を出していただくという、次回ですね、希望として、私を説得できるような資料を何点か出していただきたいと思います。そのように希望しますので、ひとつよろしく会長からお願いしてください。

**○小原会長** はい、承りましたと言ったらいいのでしょうか。具体的にこのように、こういう言葉で書いてという、そういうプランを出したらどうかという、今、B委員からのご意見もございましたけれども、他方で、また前回、あまりに具体的に落とすのはどうかという、そういうご指摘も、たしかP委員、O委員からございましたですね。ですので、足して二で割るような言い方になってしまいますけれども、仮に条例に手を触れる場合に、こういう考え方を入れてはどうかというふうな、国会で出される法律案で言いますと、法律案にくっついている法律案要綱と、要綱は相当具体的ですので、要綱の要綱ぐらいになるかもしれませんけれども、そこは少し事務局で工夫し、また私も相談をしたいと思うのですが、議論が進む形で、具体的に資料を次回、やっぱり事前送付でお願いしたいと思うのですが、用意して進めるということで、いかがでしょうか。

**○O委員** 今、会長のおっしゃったように、前回、P委員と私、あまり具体的なことは、この審議会の中では触れるというのは、ちょっといろんな意味で抵触するのではないかと、その考え方は基本的に持っていて、もし仮に条例改正をしても、盛り込むのはやはり抽象的な言葉であろうと思うのです。そうでないと、基本条例ですから、ちょっと違和感が生じてくるだろうと思っております。

それと、今回の資料も、前回の議論の中では、条例改正するかしないかも含めて選択肢であった。けれども、出てきた資料は、条例改正するとしたらここにこうだというものですので、そこに、その前段の部分の考え方も含めてまとめていく必要があるのではないかと思います。

今回、皆さんのいろいろなご意見があったのは、まずは、両方について盛り込むのは違和感がある、だから、その条例改正しないでそのままというものです。それと、セーフコミュニティだけ盛り込んだらどうかというもの。基本、区民ひろばだけを盛り込んだらというご意見はなかったように思いますけれども、両方のエッセンスを入れたらどうかというふうな、そう取れるようなご意見があったと思います。そういう基本的な部分の選択肢の中で、では盛り込むとしたら、こういう言葉を、こういう考え方のもとにどうだろう、このこういう考え方のもとにというところが、この諮問機関の中では一番大事であろうと思いますし、会長が今おっしゃったような立法趣旨というか、もし変えるのであれば、その部分をすごく丁寧に出不ないと、この諮問に対する答申の意味というのではないだろうと思いますので、具体的にこの言葉はこうとかということではなくて、やはり考え方の整理というのを丁寧にやる必要があると思っております。

**○小原会長** ありがとうございます。よくわかりました。

資料の2-2は、必ずしも改正あるべしという趣旨ではなくて、こういうものがないと議論ができなからうという、そういう趣旨でしたので、その点をご理解をいただきたいと思いますが、今、O委員からご指摘がございましたとおり、では、その次回用にまとめる資料というのは、そもそも、この諮問を受けて、私たちがそれをどう受け止めているのかという、その基本的な考え方です。条例をこうするという以前の、条例に触れるべきや否やといったようなところから始めて、その考え方をまとめる。で、これを答申の事項

としては載せたほうが、答申案としては載せたほうがいいのではなからうかという、こういうご意見でしたね。そのまとめと、それで、幾らか触れる、幾らかか、そのことはわかりませんが、触れるとするとこういう考え方ができるという、その点に関して、今回出された意見を集約した紙をつくってくれということによるしゅうございましたね。わかりました、ありがとうございました。

大体これで、今回ここまで進むべきと考えてきた地点までは来たと思うのですけれども、次回の日程について、お諮りしてよろしいでしょうか。では、どうぞ。

**○事務局** すみません、次回ですけれども、なかなか全ての皆様におそろい頂く、今日もお3方がご欠席をいただいています。全ての方がいらっしゃるということを選びますと、いつまでたっても次が開けないという状況もございます。それで、私どものほうで、学識経験者の方、それと区議会の選出の委員の方のご都合だけを伺わせていただきました。それで、ちょうど1カ月先なのですけれども、10月12日の金曜日に開催をさせていただければと考えているのですけれども、いかがでございましょうか。

**○小原会長** ご都合の悪い方は手を挙げて、挙手をお願いできますでしょうか。ほかの候補日はありませんか。

**○事務局** 事前に照会させていただいた中で、それをクリアしていたのが12日だけでした。9日の火曜日、あるいは15日の月曜日であれば、A委員のご都合が悪いのですね。

**○小原会長** 9も15も。G委員は時間的にも全く。

**○G委員** ええ、ちょっと5日から不在になる予定が入ってしまっていて。それ以前かなと思っていたものから、ちょっとそちらへずらしたのですけれども。

**○小原会長** ああ、そうですか。ちょっと残念ですけれども。それでは、大変申し訳ないのですが、最大多数の着地点ということで、10月12日、金曜日の6時から8時でよろしいですか。場所は追って連絡を差し上げるということにいたしまして。資料はできるだけ早い目にまとめてお送りすることにしまして、高木委員もご覧いただいて、それでご意見がございましたらお願いできますでしょうか。

**○G委員** 出られない会議に注文をつけるのはなんなのですけれども、準備していただく資料の作り方についてですが、O委員からお話があったように、その考え方ということは非常に重要だと思うのですけれども、考え方というところにとらわれ過ぎると、かえって、どういう内容で最終的な基本条例の案ができるのかというのがイメージできないと思うのですよ。ですから、具体的な部分もあわせて、ぜひ幾つかの、会長がおっしゃったように幾つかの案になろうかと思えますけれども、そんなふうに準備していただいたほうがいいのではないかと思います。そうすると、こういう形であれば入れてもいいのではないかと、これは違うのではないかと議論がしやすいのではないかと思いますけれども、そういうことでどうでしょうか。

**○小原会長** ありがとうございます。さまざまなご意見、ご要望が出ておりますので、全ての委員にご満足いただける回答はなかなかしづらいと思うのですけれども、できるだけご意見、ご要望を踏まえた形でまとめさせていただきたいという具合に思います。

ちょうど終刻予定の時間になりましたけれども、この際というご発言がございましたらどうぞ。

**○A委員** ごめんなさい、時間が来ているのに、一言だけ。私も、豊島区内で働いているので区民なのですけれども、ぜひ住民、区民の皆さんにも、それから行政の皆さんにもお考えいただきたいのですが、お考えというか、ご確認いただきたいのですが、自治基本条例のコミュニティの規定、コミュニティというのは、地域社会のことを言っているのではないのです、この条例の中では。関係、人と人との関係をコミュニティと呼ぶと書いてあります。そのことの意味をぜひ考えていただきたいのですね。

ちょっと私ごとを申し上げて恐縮なのですが、二、三日前に、夕方、私が庭に水をまいていたら、前の家の、向かいの家の奥さんが私に向かって、最近、お母さんをお見かけしませんけれども、お母さんはお元気

ですかと声をかけてくれたのですね。私、80になる母と一緒に暮らしているのですけれども、これは活動ではないですよ、こういう声をかけてくれたことはね。まさに近所の関係の問題です。このセーフコミュニティというのを実現していく上でも、もちろんさまざまな活動は大事ですよ。大事ですけれども、その前提になるような、今申し上げたような関係というのが、地域でどれだけつくれているか、蓄積できているかということがすごく大事なのだと思うのです。

今の社会だからこそ、あるいは豊島区のような、さっきのお話ではないけれども高密な社会、地域だからこそ、こういう関係というのが大事だと思うのですよ。それゆえに、この基本条例では、コミュニティというのは関係であると規定しているわけです。そのことの意味をね、ぜひ皆さんにお考えいただけるとうれしいなど、この基本条例の案づくりに関わった者としては、とても思うのです。

活動も大事です、ミスター区民ひろば、おっしゃるように活動は非常に大事だけれども、その活動がやっぱり育っていくためにも、先ほど申し上げたようなうちとお向かいの関係みたいなのがやっぱり大事なのだと思うのですよ。それを煩わしいものだとか、隣のうちに何かのぞかれているような気がするなどと思わずに、非常に素直な気持ちで、その地域の関係というのは大事だと思えるような、そういう区民、住民が育っていくことが非常に大事だと思うわけです。それで、そういう関係ができることこそがコミュニティだと僕は思っているわけです。ぜひその辺を考えていただけると、この基本条例の考え方というのは、よりよく理解していただけるのではないかなと少し思いました。

すみません、直接今日の議事とは関係のないことを申し上げてしまいましたけれども。

**○小原会長** ぜひ一言とずっと考えていらっしゃったのだと思いますので、そのように受け止めたと思います。

皆様のご協力のおかげで、ほぼ予定どおり終わることができました。では、次回は10月12日、金曜日、繰り返しになりますが、18時集合ということでございますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

どうも今日はありがとうございました。

会議の結果	(1)次回日程は10月12日とし、事務局よりあらためて通知する。
-------	----------------------------------

提出された資料等	<p><b>【資料】</b>  2-1 「豊島区自治の推進に関する基本条例」の制定と豊島区を取り巻く状況  2-2 条例改正等に関する考え方</p> <p><b>【参考資料】</b>  2-1 「豊島区自治の推進に関する基本条例」解説(抜粋)  2-2 豊島区地域区民ひろば条例  ・『区民ひろば』(パンフレット)</p>
----------	---